

ハラスメント防止規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）におけるハラスメント（セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど）を防止するために役職員が遵守すべき事項や防止するための措置等を定めたものであり、サッカーに関する活動の公正の確保及び職員の働きやすい職場環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 セクシュアルハラスメント（以下、「セクハラ」という。）は、次のように区分し、定義するものとする。なお、性的な言動とは、性的な内容の発言及び性的な行動をいう。

(1) サッカーに関する活動及び職場において行われるもので、本人の意に反する性的な言動に対する役職員の対応によって、その役職員が解任、解雇、減給などの不利益を受けるものであること(対価型セクハラ)。

(2) サッカーに関する活動及び職場において行われるもので、本人の意に反する性的な言動に対する役職員のサッカー活動環境が不快なものになるため能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、役職員が活動する上で看過できない程度の支障が生じるものであること(環境型セクハラ)。

2 パワーハラスメント（以下、「パワハラ」という。）とは、本協会における地位や人間関係などの本協会内の優位性を背景に、業務の適正な範疇を超えて人格と尊厳を侵害する言動をい、いじめや嫌がらせの行為を含むものとする。

3 前各項のいずれも、職権を背景にしないハラスメント行為も含むものとし、これらに準ずるものであってサッカー活動環境を悪化させたり個人の人格や尊厳を侵害したりするような一切の行為を、この規則におけるハラスメントとする。

(セクハラ行為の禁止)

第3条 役職員は、次に掲げるようなセクハラ行為を行ってはならない。

(1) 性的な冗談や性的な噂をすること。

(2) サッカーに関する活動及び職場における役職員の服装、身体または外見に関して性的な批評をすること。

(3) 相手が固辞しているのに、役職員をしつこくデート等に誘うこと。

(4) 性的な写真や漫画などを見せること。

(5) ノード・ポスター等を掲示すること。

(6) 役職員を何回もじっと見つめること。

(7) 役職員をつけ回すこと。

(8) 役職員に対して性的な関係を要求すること。

(9) 役職員の衣服または身体をむやみに触ること。

(10) 頼まれてもいないのに首や肩のマッサージ等をする事。

(11) その他前各号に準ずる行為をすること。

(パワハラ行為の禁止)

第4条 役職員は、次に掲げるようなパワハラ行為を行ってはならない。

- (1) 机を叩いたり、書類を投げつけたりするなどして相手を脅すこと。
- (2) 他の役職員がいる前で、一方的に恫喝すること。
- (3) 役職員からの相談などを恣意的に拒絶したり、無視したりすること。
- (4) 人格や尊厳を否定するような発言を繰り返すこと。
- (5) 本協会の方針とは無関係に、自分のやり方や考え方を他の役職員に強要すること。
- (6) 自分の責任を棚上げにして、他の役職員に責任をなすりつけること。
- (7) 不当に辞任や退職を強要したり、解雇をちらつかせたりすること。
- (8) 業務上必要な情報や助言などを与えないこと。
- (9) その他前各号に準ずる行為をすること。

(相談窓口の設置)

第5条 本協会は、ハラスメントに関する相談・苦情に対応するため総務委員会に相談窓口を設ける。

2 相談窓口は次の業務を担当するものとする。

- (1) ハラスメントに関する相談・苦情を受け付けること。
- (2) 相談・苦情があった事案について、事実関係を確認すること。
- (3) 相談・苦情があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講ずること。
- (4) その他、ハラスメント防止に関連する事項の処理を行うこと。

(相談・苦情の申出)

第6条 ハラスメントを受けた役職員又はハラスメントを目撃した役職員は、相談窓口に対してハラスメントに関する相談・苦情の申出を行うことができる。

2 ハラスメントに関する相談・苦情の申出は、現実に発生した場合だけでなく、発生のおそれがある場合にも行うことができる。

(申出の方法)

第7条 前条に定める相談・苦情の申出は、書面または口頭で行うものとする。

(プライバシーの保護)

第8条 相談窓口の担当者は、申出をした役職員および関係当事者のプライバシーの保護に十分留意しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 本協会は、役職員がハラスメントに関する相談・苦情を申し出たことを理由として、当該役職員に不利益な取扱いをしてはならない。

(事実認定)

第10条 ハラスメントの最終的な事実認定は、相談窓口からの報告をもとに、理事会で行う。

(懲戒処分)

第11条 本協会は、ハラスメント行為が認められた役職員に対し、「懲罰に関する規則」に基づき懲戒処分を行う。

(指導・啓発)

第12条 会長は、役職員によるハラスメント行為が起きないように、役職員の指導・啓発に努めなければならない。

(再発の防止)

第13条 本協会は、ハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組むこととする。

(改正)

第14条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、令和元年6月9日から施行する。

2 この規則は、令和4年3月19日から施行する。(1条、2条3項、14条)